

## 学生優秀発表賞選定規則

平 21. 12. 16 制定 平 22. 1. 21 改正  
平 22. 7. 15 改正

- 第 1 条 本学会定款第 5 条第五号に基づき、本会の春季又は秋季研究発表会において優秀な発表を行った学生会員を奨励するために、学生優秀発表賞 (Student Presentation Award) (以下「学生発表賞」という。) を贈呈する。
- 第 2 条 学生発表賞は、次の各号のすべてに該当する者のうちから各研究発表会ごとに選定して贈呈する。受賞者数は別に定める。
- (1) 講演の時期において学生会員である者。
  - (2) 研究発表会講演申し込みの際、講演者として登録し、かつ講演を行った者。
  - (3) 学生発表賞を受けたことのない者。
- 第 3 条 学生発表賞は、賞状等とする。
- 第 4 条 前条の賞状は、原則として発表を行った研究発表会の次に開催される研究発表会の際、贈呈する。
- 第 5 条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名などを本学会誌に発表する。
- 第 6 条 学生発表賞受賞予定者選定のため、毎年学生発表賞選定委員会を設ける。
- 第 7 条 学生発表賞選定委員会は、委員長、選定委員、幹事をもって構成する。
- 第 8 条 委員長は会長が委嘱する。選定委員及び幹事は委員長の推薦により会長が委嘱する。
- 2 選定委員は、原則として研究発表会担当理事 1 名及び専門分野から選出した 20 名以内の学識経験者とする。選定委員には、全ての当学会研究委員会及び調査研究委員会の代表者を含むこととする。
- 第 9 条 学生発表賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により春季又は秋季研究発表会それぞれの終了後、速やかに行う。
- 第 10 条 委員長は前条の手続により学生発表賞受賞予定者の選定が終ったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。
- 第 11 条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、学生発表賞受賞者を決定する。
- 第 12 条 学生発表賞受賞者決定後、その氏名を速やかに学会ホームページにおいて公開する。
- 第 13 条 学生発表賞選定委員会は、役員会において秋季研究発表会における学生発表賞受賞者が決定されたときをもって解散する。

### 附 則

- 1 この規則は平成 21 年 12 月 17 日から施行し、2010 年春季研究発表会から適用する。

## 学生優秀発表賞受賞予定者選定手続

平 21. 12. 16 制定 平 22. 1. 21 改正  
平 22. 12. 15 改正 平 25. 4. 24 改正  
令 3. 9. 24 改正 令 6. 7. 26 改正  
令 7. 1. 24 改正

学生優秀発表賞選定規則第 9 条による学生優秀発表賞受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 選定の対象者は、選奨規則第 2 条に該当する者とする。
2. 委員長は、当該研究発表会で講演を募集した分野のプログラム編成等を担当した研究委員会及び調査研究委員会を代表する選定委員に対し、受賞候補者の記名推薦を求める。研究委員会及び調査研究委員会は、発表形式（口頭発表、ポスター発表）に関わらず、担当した分野のセッションにおける対象者の発表の中から推薦する。推薦は、原則として当該研究発表会の終了後 1 か月以内とする。
3. 各選定委員が担当する分野において推薦できる受賞候補者の人数は、過去数年間に開催された研究発表会における当該分野の発表数等を勘案して決定する。
4. 推薦においては、受賞候補者について次の項目に関するコメントを記載した指定の様式の推薦書を提出する。
  - 1) 研究の方法・アイデアの良さ／成果（新規性と有効性のどちらか一方、または両方）
  - 2) 研究上の工夫・努力度
  - 3) 発表の仕方
  - 4) 質疑応答
5. 前項によって推薦された受賞候補者について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、提出された推薦書を基にして合議によって学生優秀発表賞受賞予定者を選定する。
- 6 委員長は、前項の結果を選定経過とともに速やかに会長に報告する。
7. 受賞予定者数は、各部門において以下の値を超えないものとする。過去 4 回の研究発表会における総受賞者数は、過去 4 回の研究発表会における学生による発表数の 10%を超えないものとする。なお、上記発表数においてスペシャルセッションでの発表は、共催する委員会数で案分する。
- 8 選定委員会は、7 項の規定に関わらず当該研究発表会の分野別候補者数の状況等により受賞者配分及び受賞者数を若干名変更することができる。

### 附則

- 1 この手続は、平成 21 年 12 月 17 日から施行し、2010 年春季研究発表会から適用する。
- 2 この手続の改正は、2011 年春季研究発表会から適用する。
- 3 この手続の改正は、2013 年秋季研究発表会から適用する。
- 4 この手続の改正は、2021 年秋季研究発表会から適用する。
- 5 この手続の改正は、2025 年春季研究発表会から適用する。